

## 焼津市こども計画の策定について

### 1 概要

令和5年4月1日施行のこども基本法により、市町村は、国が策定する「こども大綱」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされました。

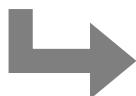
焼津市では、令和6年度末をもって計画期間が満了する「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画を「焼津市こども計画」として一体的に策定します。

### 2 「こども大綱」と「こども計画」

<国>

#### こども基本法 第9条

- ◆こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（「こども大綱」）を定めなければならない。
- ◆こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - (1) 少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」
  - (2) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」
  - (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」



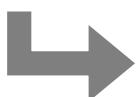
国は、既存3大綱を一体化し、「こども大綱」を定める。

※令和5年12月22日 閣議決定

<市>

#### こども基本法 第10条

- ◆都道府県は、「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を定めるよう努める。
- ◆市町村は、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努める。
- ◆「こども計画」は、国の既存3大綱に基づく市町村計画である「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」その他のこども施策に関する計画（「子ども・子育て支援事業計画」など）と一体的に作成することができる。



国の「こども大綱」と「静岡県こども計画」を勘案し、「焼津市こども計画」を策定する。

### 3 焼津市こども計画の策定

#### (1) 現計画と次期計画との比較

	計画名称	計画期間	計画の位置付け
現計画	第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画	令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども・子育て支援事業計画</li><li>● 次世代育成支援行動計画</li><li>● 子どもの貧困対策に関する計画</li></ul>
次期計画	焼津市こども計画	令和7～11年度	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども・子育て支援事業計画</li><li>● 次世代育成支援行動計画</li><li>● 子どもの貧困対策に関する計画</li><li>● 子ども・若者計画</li></ul>

#### (2) 計画策定スケジュール

##### ◆令和5年度

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望、子育ての状況や需要を把握するため、アンケートによるニーズ調査（「焼津市の子ども・子育て支援に関する調査」）を実施します。

また、こどもや若者が抱える不安・悩みや将来に関する考え方などを把握するため、こども・若者アンケート調査（「焼津市こども・若者に関する調査」）を実施します。

	調査対象	調査人数
ニーズ調査	就学前児童の保護者	2,000人
	小学生の保護者	1,000人
こども・若者アンケート調査	15～39歳の方	4,000人（5歳階層別、各800人）

※調査期間（予定）：2月5日～2月29日

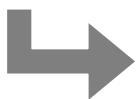
##### ◆令和6年度

子ども・子育て会議での議論、令和5年度のアンケート調査結果、パブリックコメント等を踏まえ、令和6年度末までに計画を策定します。

#### (3) こども等の意見の反映に関する取組について

##### こども基本法 第11条

「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」



以下の取組などを実施予定

- ニーズ調査、こども・若者アンケート
- パブリックコメント
- フォーカス・グループ・インタビュー（座談会形式のヒアリング）